

理事、監事及び評議員の  
報酬等に関する規定

社会福祉法人 和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。当法人としては、使用者としての立場を有する常勤理事以外、常勤役員をおかないこととしている。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬。賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 1 常勤理事、非常勤理事、及び監事には、別表1及び別表2に基づき、役員報酬を支給する。この報酬には、交通費、及び旅費を含むものとする。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表3に基づき報酬を支給する。この報酬には、交通費、及び旅費を含むものとする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される場合理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の役員、及び評議員に対する報酬については、評議員会において承認を得る報酬等の基準に従って算定し、別表のとおりこれを定める。

(費用)

第5条 役員等がその職務を遂行するのにあたり、下記に定める費用については、第3

条で定める役員報酬とは別に支払うものとする。旅費等の経費については遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができる。

- (1) 宿泊を伴う出張の旅費、及び宿泊費など
- (2) 理事会、監事監査、評議員会を除き、法人として依頼した勤務に伴う旅費、及び宿泊費など

(報酬の支給方法等)

第6条 常勤役員の報酬及び費用（旅費を除く）は、毎月25日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会または評議員会に出席した都度、支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日の定時評議員会の終結時より施行する。

この規程は、令和元年6月20日の評議員会の承認後施行する。

別表1 理事長及び理事（非常勤）の報酬

| 名 称        | 1 金 額            | 年間総額        |
|------------|------------------|-------------|
| 理事長役員報酬    | ひと月あたり 100,000 円 | 1,700,000 円 |
| 理事会出席報酬    | 1 回につき 10,000 円  |             |
| 理事会以外の勤務報酬 | 1 回につき 10,000 円  |             |

※報酬の金額は所得税を控除した金額とする。

理事会出席報酬は交通費を含める。

別表2 監事（非常勤）の報酬

| 名 称         | 金 額             | 年間総額      |
|-------------|-----------------|-----------|
| 理事会出席報酬     | 1 回につき 10,000 円 | 200,000 円 |
| 理事会以外の勤務報酬等 | 1 回につき 10,000 円 |           |

※報酬の金額は所得税を控除した金額とする。

理事会出席報酬、及び監事監査報酬は交通費を含める。

別表3 評議員の報酬

| 名 称          | 金 額             | 年間総額      |
|--------------|-----------------|-----------|
| 評議員会出席報酬     | 1 回につき 10,000 円 | 300,000 円 |
| 評議員会以外の勤務報酬等 | 1 回につき 10,000 円 |           |

※報酬の金額は所得税を控除した金額とする。

評議員会出席報酬は交通費を含める。